

## 新潟市立新津図書館飲料自動販売機に係る公有財産貸付設置業者応募要領

### 1 応募に対する事項

(1) 件名	新潟市立新津図書館飲料自動販売機に係る公有財産貸付
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市立新津図書館
(4) 応募書類提出期限・場所	令和6年7月11日(木)午後5時00分 新潟市立新津図書館 1階 事務室
(5) 設置予定者の選定 (見積書提出期限)	令和6年7月18日(木)午後3時00分
(6) 貸付期間	令和6年8月1日から令和11年7月31日まで(5年間・更新なし)
(7) 応募方式	数量未確定につき1単位当たりの単価での応募とします。
(8) 契約保証金	免除
(9) 最低貸付料	仕様書のとおり
(10) 貸付場所等	仕様書のとおり
(11) その他特記事項	見積金額欄に、貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を小数点以下第2位まで記入してください。

### 2 応募資格の要件

(1) 申請時において、次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- ① 入札参加資格者名簿(業務委託)に「自動販売機(缶・ペット・紙パック飲料)」の登録があること
- ② 令和3年4月1日以降申請の日までの間に、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- ③ 設置者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、参加することができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ② 市税の滞納がある者
- ③ 自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

### 3 応募書類提出期限

(1) 令和6年7月11日(木)午後5時00分

(2) 提出書類

以下の①から⑦までを封筒に入れて提出してください。

- ① 応募申込書（自販機様式1）
- ② 事業者（会社）概要  
会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記があれば、形式を問いません。（パンフレットに補記することも可）
- ③ 自動販売機設置実績報告書（自販機様式2）
- ④ ア 個人の場合 住民票  
イ 法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）又は商業登記簿謄本
- ⑤ 市税の納税証明書等  
ア 本市に納税義務がある場合 納税証明書（「新潟市入札用」、発行後1か月以内のもの）  
イ 本市に納税義務がない場合 申立書兼同意書（自販機様式3）
- ⑥ 誓約書（自販機様式4）
- ⑦ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力、その他機能が確認できるもの）

#### 4 応募にあたっての留意事項

- (1) 見積金額は、貸付単価（商品の販売に係る売上額100円に対する貸付料）を記載してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、少数点以下第2位まで記入してください。

建物内に設置する自動販売機の場合、貸付料請求の際に別途消費税及び地方消費税を加算します。

- (2) 見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。
- (3) 提出書類の返却は行いません。
- (4) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、応募資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

#### 5 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は応募書類を提出した方に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和6年7月11日（木） 午後5時00分

- (3) 提出先 新潟市立新津図書館
- (4) 提出方法 ファクシミリでの受け付けとなります。  
ファクシミリ番号0250-21-1046へ送信してください。  
質疑書には、ファクシミリ番号を記入してください。
- (5) 回答方法 回答は応募者へファクシミリで行います。

## 6 設置予定者の選定

### (1) 見積書提出期限、場所

令和6年7月18日(木) 午後3時00分

新潟市立新津図書館 1階 事務室

直接ご持参ください。持参以外による受付は行いません。

なお、見積書提出者の立合いは求めないものとします。

- (2) 見積合わせを行い、貸付単価(商品の販売に係る売上額100円に対する貸付料)の最高金額をもって有効な見積額を設置予定者として決定します。

- (3) 設置予定者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置者となります。

## 7 見積時の注意事項

- (1) 見積書提出期限に遅れた場合は、見積合わせに参加できません。
- (2) 見積合わせには、見積書(掲載)を用いてください。
- (3) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (4) 設置機械は、公募の日から1年以内に製造された未使用品とします。既設置者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。
- (5) 設置予定者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があっても、その端数の金額を切り捨てない)をもって落札者の見積価格とします。見積参加者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。なお、見積金額の訂正は無効とします。
- (6) 見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出をするものとします。

## 8 設置予定者の決定

- (1) 設置予定者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定者に通知するとともに速やかに公表します。

- (2) 設置予定者となるべき同価の見積をした者が2者以上あるときは、指定した日にくじを引きで設置予定者を決定します。

#### 9 設置予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 設置予定者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置者としてふさわしくないと新潟市が判断したとき

#### 10 設置予定者が設置を辞退した場合

設置予定者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定者を決める見積合わせの手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定者の次に高い金額をもって有効な見積合わせを行った応募者を設置予定者とし、新たな設置予定者を決めることができるものとします。